

介護職員等負担軽減支援アドバイザー派遣事業 募集要領

1 目的

介護サービス事業所等（以下「事業所等」という。）のデジタル化及び職員の負担軽減を進めるための専門知識を有するアドバイザーを事業所等に派遣し、助言を行うことで、介護ロボット・ICT機器等（以下「ICT機器等」という。）の実装や業務改善につなげるとともに、当該業務により把握した事業所等が抱えている課題やその課題に対するICT機器等を活用した解決策を市内事業所等へ情報共有することで、ICT機器等導入の加速化、介護人材の確保・定着、介護現場の生産性向上、職員の環境整備を図ることを目的とする「介護職員等負担軽減支援アドバイザー派遣事業」において、アドバイザーを派遣する事業所等を募集するために必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

1 事業所等につき、アドバイザーを2回以上派遣し、次の業務を実施する。

- (1) 事業所等の現状把握
- (2) 事業所等の管理者又は従事者との意見交換
- (3) 事業所等の課題の抽出・検証
- (4) ICT機器等を活用するための助言
- (5) 課題解決のためのICT機器等のデモンストレーション等
- (6) (5) で事業所等が体験したICT機器等の評価・検証
- (7) ICT機器等の事業所等への導入準備に対する助言
- (8) その他、課題解決のための助言 等

3 募集要件

次のいずれにも当てはまるもの

- (1) 福山市内に所在する、介護保険法に基づきサービスを提供する事業所等
- (2) ICT機器等の導入を検討している事業所等又はICT機器等を導入したが、十分に活用できていない事業所等

4 募集数

派遣事業所等 5か所

5 募集期間

2024年（令和6年）6月17日から

※申込は先着順とし、募集要件を満たす事業所等が5か所に達した時点で、受付は終了するものとする。

6 提出書類

- (1) 介護職員等負担軽減支援アドバイザー派遣事業申込書
- (2) 介護職員等負担軽減支援アドバイザー派遣事業 事前確認シート

7 申込結果

提出書類の内容を確認したうえ、派遣の可否について、当該事業所等に通知するものとする。

8 事業所等の対応

アドバイザーの派遣を受ける事業所等は、アドバイザーの活動が円滑に行われるよう協力するとともに、アドバイザーから要請があったときは、意見交換に応じるものとする。

9 情報共有

本事業により把握した、事業所等が抱えている課題や、その課題に対するICT機器等を活用した解決策について、他の事業所等と情報共有するため、当該派遣を受け入れた事業所等は、市に協力するものとする。

10 事業の委託先

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

11 留意事項

- (1) 本事業と趣旨を同じくする制度を利用したことがある場合は、本事業の対象とならない。
- (2) 本事業への同一法人による申込は、1事業所等までとする。

12 応募・問合せ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎3階
福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課（施設整備担当）

電話：(084) 928-1281

FAX：(084) 928-1732

メールアドレス：kaigo@city.fukuyama.hiroshima.jp